

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月1日
【届出者の氏名又は名称】	Curie 1株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区麻布台1丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー17階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【電話番号】	03-6266-8978
【事務連絡者氏名】	弁護士 関口 健一／同 坂尻 健輔／同 渡邊 泰尚／同 森 康明
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	Curie 1株式会社 (東京都港区麻布台1丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー17階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、Curie 1株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ケアネットをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとしします。
- (注6) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員も米国居住者ではないため、米国の証券法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注7) 本公開買付けに関する全ての手続は、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。
- (注8) 本書中の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

- (注9) 公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連者を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則14e－5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）において英文で開示が行われます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年8月14日付で提出いたしました公開買付届出書（2025年8月25日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）につきまして、公開買付者が、2025年9月1日付で、追加で、株式会社ケーエスケー及び株式会社バイタルネットとの間で、これらの者が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

- (1) 本公開買付けの概要
- (6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年8月13日付で、対象者との間で本取引に関し、公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結しているほか、(i)対象者の筆頭株主であるMIJヘルスケア1号投資事業有限責任組合（以下「MIJヘルスケア」といいます。）（所有株式数：6,736,000株、所有割合：16.07%、以下「応募合意株式（MIJヘルスケア）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（MIJヘルスケア）」といいます。）を、(ii)対象者の株主である株式会社ミレニアムパートナーズ（以下「ミレニアムパートナーズ」といいます。）（所有株式数：220,000株、所有割合：0.52%、以下「応募合意株式（ミレニアムパートナーズ）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（ミレニアムパートナーズ）」といいます。）を、並びに(iii)対象者の株主であり、MIJヘルスケアの無限責任組合員である株式会社メディカルインキュベータジャパン（以下「MIJ」といいます。）の代表取締役会長及びミレニアムパートナーズの代表取締役である秦充洋氏（以下「秦充洋氏」といい、MIJヘルスケア、ミレニアムパートナーズ及び秦充洋氏を総称して「本応募株主」といいます。）（所有株式数：180,000株、所有割合：0.43%、以下「応募合意株式（秦充洋氏）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（秦充洋氏）」といい、本応募株主との間で締結した公開買付応募契約書を総称して、以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しており、本公開買付けが開始された場合、本応募株主が所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：7,136,000株、所有割合の合計：17.03%）について本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本公開買付契約及び本応募契約の概要については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」及び「② 本応募契約」をご参照ください。

<後略>

(訂正後)

<前略>

本公開買付けに際して、公開買付者は、2025年8月13日付で、対象者との間で本取引に関し、公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）を締結しているほか、(i)対象者の筆頭株主であるMIJヘルスケア1号投資事業有限責任組合（以下「MIJヘルスケア」といいます。）（所有株式数：6,736,000株、所有割合：16.07%、以下「応募合意株式（MIJヘルスケア）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（MIJヘルスケア）」といいます。）を、(ii)対象者の株主である株式会社ミレニアムパートナーズ（以下「ミレニアムパートナーズ」といいます。）（所有株式数：220,000株、所有割合：0.52%、以下「応募合意株式（ミレニアムパートナーズ）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（ミレニアムパートナーズ）」といいます。）を、並びに(iii)対象者の株主であり、MIJヘルスケアの無限責任組合員である株式会社メディカルインキュベータジャパン（以下「MIJ」といいます。）の代表取締役会長及びミレニアムパートナーズの代表取締役である秦充洋氏（以下「秦充洋氏」といいます。）（所有株式数：180,000株、所有割合：0.43%、以下「応募合意株式（秦充洋氏）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（秦充洋氏）」といいます。）をそれぞれ締結しております。その後、公開買付者は、2025年9月1日付で、(iv)対象者の株主である株式会社ケーエスケー（以下「ケーエスケー」といいます。）（所有株式数：1,095,600株、所有割合：2.61%、以下「応募合意株式（ケーエスケー）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（ケーエスケー）」といいます。）を、(v)対象者の株主である株式会社バイタルネット（以下「バイタルネット」といい、バイタルネット、MIJヘルスケア、ミレニアムパートナーズ、秦充洋氏及びケーエスケーを総称して「本応募株主」といいます。）（所有株式数：1,043,600株、所有割合：2.49%、以下「応募合意株式（バイタルネット）」といいます。）との間で、公開買付応募契約書（以下「本応募契約（バイタルネット）」といい、本応募株主との間で締結した公開買付応募契約書を総称して、以下「本応募契約」といいます。）をそれぞれ締結しております。なお、本公開買付契約及び本応募契約の概要については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」及び「② 本応募契約」をご参照ください。

<後略>

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

② 本応募契約

(訂正前)

<前略>

また、上記のほか、本応募契約（秦充洋氏）においては、上記「（i）本応募契約（MIJヘルスケア）」に記載の内容と同様の表明保証条項、補償条項及び契約の解除事由が規定されております。なお、本応募契約（秦充洋氏）以外に、公開買付者と秦充洋氏の間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者から秦充洋氏に対して供される対価は存在しません。

(訂正後)

<前略>

また、上記のほか、本応募契約（秦充洋氏）においては、上記「（i）本応募契約（MIJヘルスケア）」に記載の内容と同様の表明保証条項、補償条項及び契約の解除事由が規定されております。なお、本応募契約（秦充洋氏）以外に、公開買付者と秦充洋氏の間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者から秦充洋氏に対して供される対価は存在しません。

(iv) 本応募契約（ケーエスケー）

公開買付者は、2025年9月1日付で、ケーエスケーとの間で、本応募契約（ケーエスケー）を締結し、以下の内容を含む、ケーエスケーが応募合意株式（ケーエスケー）の全て（所有株式数：1,095,600株、所有割合：2.61%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

(ア) 本応募契約（ケーエスケー）において、ケーエスケーは、ケーエスケーの勧誘又は提案によらずに、第三者が、対象者株式の全てを対象とし、本公開買付けを上回る価格で対象者の非公開化を目的とする公開買付け（以下「対抗公開買付け（ケーエスケー）」という。）を開始した場合で、かつ、対抗公開買付け（ケーエスケー）に付された条件及び資金調達の確実性並びにケーエスケー又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条8項に定める関係会社をいう。）との現在又は将来の取引関係の維持又は構築等への影響その他の事情を総合的に勘案して、応募義務の履行がケーエスケーの取締役の善管注意義務に反するおそれがあると客観的かつ合理的に認められる場合、ケーエスケーは応募義務を免れるものとされています。

(イ) 本応募契約（ケーエスケー）において、ケーエスケーは、本応募契約（ケーエスケー）締結日後本公開買付けの決済開始日の前の日を基準日として開催される対象者の株主総会において、当該株主総会における本公開買付けにより買い付けられた対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii)公開買付者の指示に従って議決権を行使するとのことです。また、ケーエスケーは、上記(i)の場合、公開買付者が合理的に指定する日までに、かかる包括的な代理権を授与する旨の権限ある者による委任状に記名押印し、かかる委任状を公開買付者に交付し、かつ、ケーエスケーはかかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回しないものとし、上記(ii)の場合、当該株主総会等における対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使を、公開買付者の指示に従って行うものとし、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るとされています。

(ウ) 本応募契約（ケーエスケー）において、ケーエスケーは、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、本応募契約（ケーエスケー）締結後から本公開買付けの決済の開始日までの間、応募合意株式（ケーエスケー）の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない義務を負っており、ケーエスケーは、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、公開買付者に対して通知する義務を負っております。また、第三者が対抗公開買付け（ケーエスケー）を開始した場合、ケーエスケーは、当該第三者の対抗公開買付け（ケーエスケー）の目的や条件その他上記(ア)に記載の事項の適用を判断するために合理的に必要な範囲で当該第三者との協議を行うことができるものとする。

また、上記のほか、本応募契約（ケーエスケー）においては、上記「（i）本応募契約（MIJヘルスケア）」に記載の内容と同様の表明保証条項、補償条項及び契約の解除事由が規定されております。なお、本応募契約（ケーエスケー）以外に、公開買付者とケーエスケーの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者からケーエスケーに対して供される対価は存在しません。

(v) 本応募契約（バイタルネット）

公開買付者は、2025年9月1日付で、バイタルネットとの間で、本応募契約（バイタルネット）を締結し、以下の内容を含む、バイタルネットが応募合意株式（バイタルネット）の全て（所有株式数：1,043,600株、所有割合：2.49%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

- (ア) 本応募契約（バイタルネット）において、バイタルネットは、バイタルネットの勧誘又は提案によらずに、第三者が、対象者株式の全てを対象とし、本公開買付けを上回る価格で対象者の非公開化を目的とする公開買付け（以下「対抗公開買付け（バイタルネット）」という。）を開始した場合で、かつ、対抗公開買付け（バイタルネット）に付された条件及び資金調達の確実性並びにバイタルネット又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条8項に定める関係会社をいう。）との現在又は将来の取引関係の維持又は構築等への影響その他の事情を総合的に勘案して、応募義務の履行がバイタルネットの取締役の善管注意義務に反するおそれがあると客観的かつ合理的に認められる場合、バイタルネットは応募義務を免れるものとされています。
- (イ) 本応募契約（バイタルネット）において、バイタルネットは、本応募契約（バイタルネット）締結日後本公開買付けの決済開始日の前の日を基準日として開催される対象者の株主総会において、当該株主総会における本公開買付けにより買い付けられた対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の選択に従い、(i)公開買付者若しくは公開買付者の指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は(ii)公開買付者の指示に従って議決権を行使するとのことです。また、バイタルネットは、上記(i)の場合、公開買付者が合理的に指定する日までに、かかる包括的な代理権を授与する旨の権限ある者による委任状に記名押印し、かかる委任状を公開買付者に交付し、かつ、バイタルネットはかかる代理権の授与をいかなる場合であっても撤回しないものとし、上記(ii)の場合、当該株主総会等における対象者株式に係る議決権その他の一切の権利行使を、公開買付者の指示に従って行うものとし、かかる権利行使に公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るとされています。
- (ウ) 本応募契約（バイタルネット）において、バイタルネットは、直接であるか間接であるか又は自己の計算であるか他人の計算であるかを問わず、本応募契約（バイタルネット）締結後から本公開買付けの決済の開始日までの間、応募合意株式（バイタルネット）の譲渡、担保設定その他の処分その他本公開買付けと実質的に抵触し又は本公開買付けの実行を困難にする取引及びそれらに関する合意を行わず、かかる取引に関する提案、勧誘、協議、交渉又は情報提供を行わない義務を負っており、バイタルネットは、第三者からかかる取引に関する情報提供、提案、勧誘、協議その他の申出を受けた場合には、公開買付者に対して通知する義務を負っております。また、第三者が対抗公開買付け（バイタルネット）を開始した場合、バイタルネットは、当該第三者の対抗公開買付け（バイタルネット）の目的や条件その他上記(ア)に記載の事項の適用を判断するために合理的に必要な範囲で当該第三者との協議を行うことができるものとする。

また、上記のほか、本応募契約（バイタルネット）においては、上記「(i) 本応募契約（MIJヘルスケア）」に記載の内容と同様の表明保証条項、補償条項及び契約の解除事由が規定されております。なお、本応募契約（バイタルネット）以外に、公開買付者とバイタルネットの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、本公開買付けに応募することにより得られる金銭以外に、本公開買付けに関して公開買付者からバイタルネットに対して供される対価は存在しません。